

いじめ防止基本方針

郡山市立高倉小学校

1 目 標

- 児童がいじめについて主体的に考え、よりよい人間関係を構築できるよう必要な措置を講じ、安心して学校生活を送ることができるようにする。
- 「いじめはどの子にも、どこの学校でも起こり得る。」「どの子も被害者にも加害者にもなり得る」との認識に基づき、「いじめは決して許されない」という観点から、いじめのない学級・学校づくりを推進する。

「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」

(いじめ防止対策推進法 第13条：学校いじめ防止基本方針)

- 「いじめ防止対策推進法(第3条：基本理念)」における「いじめ」への対策の意義について十分に理解し、「いじめの絶無・いじめによる心身に及ぼす影響の理解・生命及び心身を保護すること」を中核にした「いじめ対策」に常時取組まれるような校内体制の強化と改善に努める。

2 「いじめの定義」等について

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

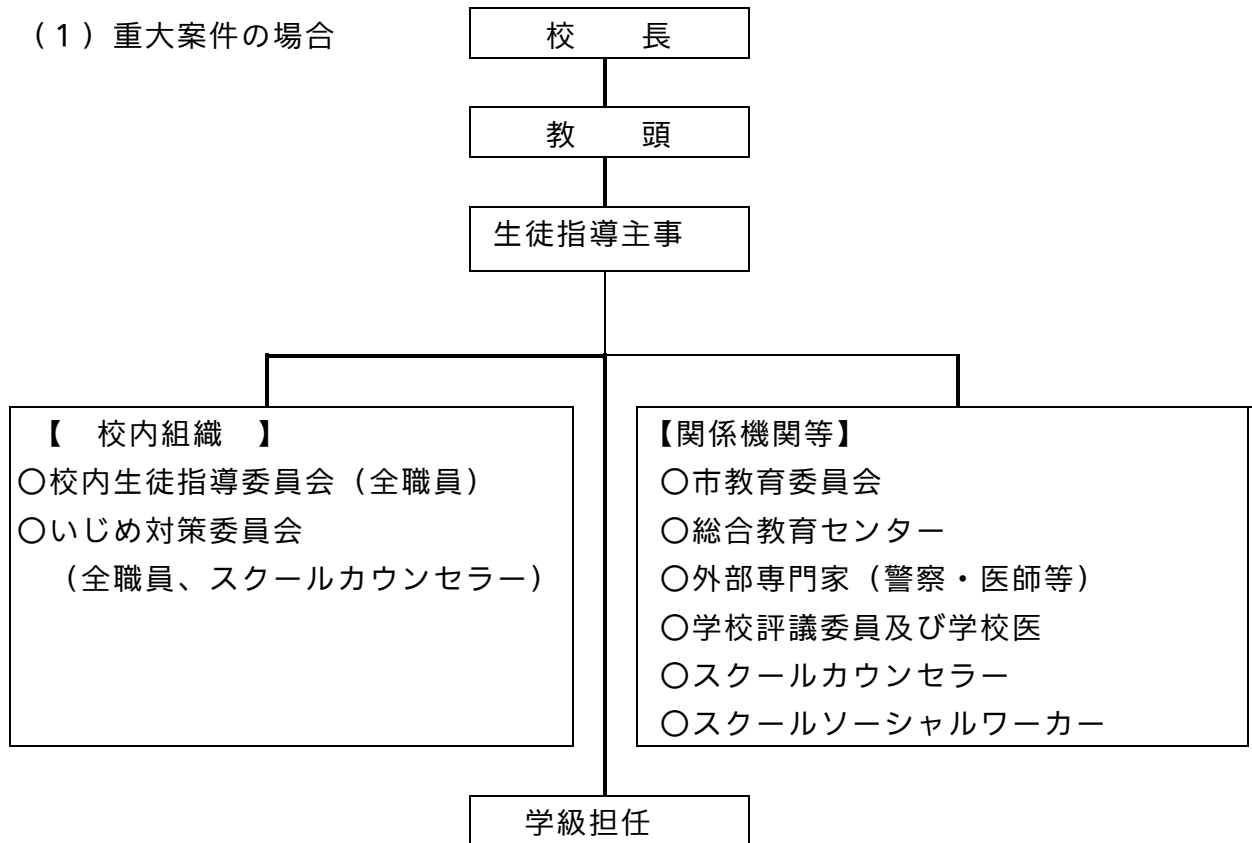
(「いじめ防止対策推進法 第2条」：定義より)

- (1) いじめは、どの子にも、どの学校、どの場所でも起こり得るものであると共に、気付きにくいところで行われることが多く発見しにくいものである。
- (2) いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であると共に、その態様により、暴行、恐喝、強要等の犯罪行為にもなり得るものである。
- (3) いじめは全ての子どもに関係する問題であり、いじめが許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることが重要である。
- (4) いじめの問題の根絶は、学校だけで完結するものではなく、家庭・地域・関係機関等が一体となって取り組むことにより、初めて可能となるものである。

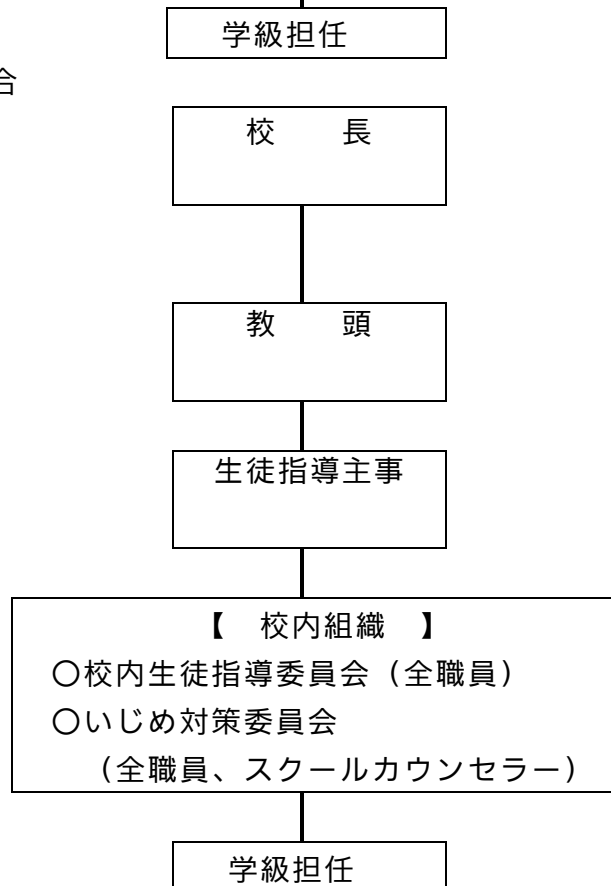
(「郡山市いじめ防止の基本理念」より)

3 組 織

(1) 重大案件の場合



(2) 軽微な案件の場合



4 方 針

- 「いじめ」の早期発見・早期対応を図るために実効性のある教育相談体制、生徒指導体制を組織し、P D C Aサイクルで見直し・改善を図る。
- 教職員の人権感覚を磨き、「いじめ」対応の能力を向上させるために、研修の機会

を設け、運営及び実施する。

- 「抱え込み」をせず、関係機関と連携しながら組織的に取り組み、問題の早期解決を図る
- 学校の教育活動全体を通して道徳教育・人権教育を充実するとともに、体験活動や学級活動・委員会活動等を通して達成感・自己有用感を味わうことができるよう配慮する。また、いじめを他人事としてとらえず、「いじめを許さない」「傍観者にならない」集団づくりに努める。

5 内 容

(1) 「いじめ」の早期発見と対応について

- 個々の児童の実態や言動の変容を日常観察や情報交換により把握し、情報を共有することに努める。
- 早期発見のため以下を活用する。
 - ・定期的なアンケート調査（校内いじめ実態調査） ・教育相談
 - ・チェックシートの活用 ・スクールカウンセラーとの連携
 - ・保健室、相談室の利用 ・ノートや日記 等を早期発見の糸口とする。
- 個人面談や教育相談、家庭訪問等、機会や場を確保し対応する。
- 通常とは異なる言動、様子が見られたときは、見逃すことなくその時点で事情を聴く。
- 日頃から児童と職員の信頼関係の構築に努め、児童、保護者が相談しやすい雰囲気をつくるとともに、どの職員にも相談できることを児童、保護者に周知する。
- 事情を聴く際は複数で行い、正確な情報収集に努める。
- 個人情報等の取扱いに十分配慮する。

(2) 「いじめ防止」の為の措置について

「いじめに向かわない態度・能力の育成」「望ましい集団づくり（学級づくり）」
「自己有用感・自己肯定感が育まれる環境づくり」「児童自らいじめを学ぶ取組みの推進」等を十分に理解しながら、いじめ防止の取組みに努める。

- いじめの態様、原因、背景、対策等について職員会議・生徒指導委員会等で事例研究を行い、教職員全員の共通理解に基づき指導する。
- 授業や日常の生活で、特に以下のことを意図して実践する。
 - ① 自己決定の場の設定（自ら考え判断し表現する）
 - ② 自己存在感の獲得（学ぶ楽しさや成就感を味わわせる）
 - ③ 共感的人間関係の育成（互いを認め合い、学び合う）
 - ④ わかる・できる授業（生徒指導の機能を生かす）
- 言動に最新の注意を払う。
「いじめを受けた側にも問題がある」等の不適切な認識や言動がいじめを深刻化させる原因となり得る。
- 道徳教育・人権教育の充実により、生命の尊重・思いやり等の心情や態度を育成する。

- 体験活動・キャリア教育の充実により、自己存在感・自己有用感・達成感・協力する心を育て、自ら行動できる集団づくりに努める。
- 児童会等による主体的ないじめ問題への取り組みを充実させる。
- 各種たよりやホームページによる啓発・広報活動を行う。
- 授業参観でいじめに関連する道徳の授業や特別活動の授業を行い、保護者にも考えてもらう一端とする。
- P T Aの各種会合などで情報を提供するとともに意見交換の場を設ける。

(3) 「いじめ」発生時の対応

- 発見・通報を受けた場合は、速やかに組織を活用し被害児童を守り通すとともに毅然とした態度で加害児童への指導を行う。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て関係機関、専門機関と連携して対応に当たる。

【発見・通報からの具体的な対応について】

「いじめ」に関する主な内容	対 応 策
行為の発見・通報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童や保護者の訴えを真摯に傾聴し、児童の安全を確保する。 ・ いじめ対策委員会、職員会議での情報共有と関係児童の事情聴取及び担任・学年会等での話し合い等による情報交換を行う。 ・ 事実確認結果と校長による設置者への連絡、及び被害・加害児童、保護者への連絡 ・ 継続している場合には、所轄警察署と相談の上対応する。 (最悪の事態を想定して・慎重に・素早く・誠意を持って・組織で)
いじめられた児童・保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童への事実関係の聴取：「担任・生徒指導主事・養護教諭」等（個人情報・プライバシーへの配慮・聴取した情報の確認） ・ 家庭訪問の実施：保護者への事実関係の提示と確認 (今後の学校との連携方法についても触れる) ・ いじめられた児童と保護者の心情へ「寄り添う」「守り抜く」体制づくり ・ 状況に応じた出席停止制度の活用 ・ 関係機関、専門家への協力依頼と実践 (心理・福祉の専門家・教員OB・警察官OB等) ・ アケート調査、聞き取り調査の実施による、より詳細な状況の把握
いじめた児童・保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童への事実関係の聴取：「担任・生徒指導主事・養護教諭」等 ・ いじめ確定の場合は、直ちにやめさせ、複数教員で関係機関、専門家等の協力を得て再発防止措置をとる。 ・ 事実関係確認後、即日家庭訪問を実施し保護者の理解と了承を得て協力を求める。(今後の学校との連携方法についても触れる) ・ 保護者等から意見聴取を十分に行った上で、当該児童に心理的な孤立、疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮のもと、以下のような措置を講じる。いずれも一定期間（可能な限り短い期

	<p>間)を目安とする。</p> <p>① 特別指導計画で指導を実施する。</p> <p>② 総合教育支援センターで通級指導を行う。(すこやか学級)</p> <p>③ 出席停止の措置を講じる。</p> <p>※「学校教育法第11条」には懲戒について記されているが、懲戒の観点からでなく、他の児童の安全や教育を受ける権利の保障の観点から行う。</p> <p>・いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。</p>
いじめがおきた 集団への働きかけ	<p>・学級全体での話し合いによる、いじめ根絶の態度の育成と雰囲気醸成し、いじめを自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇氣を持つように伝える。</p> <p>・加害、被害の両児童と他児童との関連で、よりよい集団や人間関係を作り上げる活動を展開する。</p>
ネット上のいじめへの対応	<p>・ネット上の不適切な書き込みには即座にプロバイダに削除を求める措置をとる。</p> <p>・法務局や地方法務局への協力、児童の生命、財産への危険がある場合、所轄警察署に連絡し適切な援助を求める。</p> <p>・保護者への情報モラルへの啓発</p>

【重大事態発生時の対応】

<p>1 学校の設置者又はその設置する学校は、次にあげる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の重大事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又は、その設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</p> <p>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切に提供するものとする。</p> <p>3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">～いじめ防止対策推進法 第28条～</p>
--

- 重大事態・緊急事案の疑いの場合には、即時管理職に報告する。（重大事態の判断は教育委員会又は学校。）管理職は郡山市教育委員会へ報告するとともに、速やかにいじめ対策委員会を編成し、適宜指導を仰ぎながら調査・指導に当たる。（調査の主体は教育委員会が判断。）

- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

6 配慮事項

- (1) いじめへの対応は、全職員による組織的な指導体制を整えて共通理解のもとに行う。
また、関係機関との連携を図り支援・助言を受けながら、早期に慎重に誠意を持って対応する。
- (2) 教職員は、いじめを含む生徒指導上の諸問題に関する研修を年間計画に位置付ける。
- (3) 校務分掌・組織体制については、一部の教職員への負担がかからない配慮と適正化を実施し組織を整える。
- (4) 学校評価におけるいじめ関係の調査については、目的に応じた内容や活用方法を提示しながら、児童の実態・地域の状況を十分配慮して行う。
- (5) 地域や家庭と連携しながら、いじめ問題の重要性の認識を広める。
 - ・家庭訪問や学校だより、ホームページでの啓発
 - ・PTAや地域諸団体との連携（青少年健全育成協議会との連携）
 - ・学校評議員会での協議 等

7 年間実施計画 ※生徒指導との連携した年間計画

月	生徒指導関係	いじめ防止対策
4	○生徒指導協議会（月1回）の開催 ・校内、校外生活指導の確認と徹底 ・支援必要児童（「気になる子」の共通理解と支援体制の確認） ○登校班子ども会 ・登校のきまり、放課後の生活等 ・子ども110番の家訪問 ○授業参観 ・PTA全体会、学級懇談会での広報（携帯・ゲーム・スマホ利用等） ○家庭訪問（全保護者）	○生徒指導協議会 ・いじめの定義と対応についての共通理解 ・情報交換 ○職員会議 ・「いじめ防止対策推進法」に係る学校及び学校の教職員の責務について
5	○生徒指導協議会の開催	
6	○生徒指導協議会の開催 ○授業参観（学級懇談会） ・夏期休業中の過ごし方	○校内いじめ実態調査① 6月 日（水） ・SCとの連携、養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」を認識した場合 ・いじめ対策委員会 ・聴き取り調査→以下「概略図参照」

7	○生徒指導協議会の開催 ○登校班子ども会	
8	○生徒指導協議会の開催 ・児童の変容など気がついた点 ・2学期の重点事項	
9	○生徒指導全体会の開催	
10	○生徒指導協議会の開催	
11	○生徒指導協議会の開催	○校内いじめ実態調査②11月 日(水) ・SCとの連携、養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」を認識した場合 ・いじめ対策委員会 ・聴き取り調査→以下「概略図参照」
12	○教育相談 ・全保護者との面談 ・冬季休業中の過ごし方確認 ○登校班子ども会 ・冬季休業中の過ごし方等の生活指導の徹底 ・学年末休業中の過ごし方等の生活指導の徹底 ○生徒指導協議会の開催	
1	○生徒指導協議会の開催 ・長期休業中の変容等について ・3学期の重点事項 ○校内教育課程編成会議 年間実施計画の見直しと改善	
2	○生徒指導協議会の開催	○校内いじめ実態調査③2月 日(水) ・SCとの連携、養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」を認識した場合 ・いじめ対策委員会 ・聴き取り調査→以下「概略図参照」
3	○生徒指導協議会の開催	

8 その他

- 校内特別支援教育委員会・就学指導委員会で、「いじめ」に係る内容が協議に上がった場合については、生徒指導委員会への情報提供と協議を提案することがある。
- 教育相談については、適宜実施しながら「いじめ」に関する情報の機会としてとらえる。
- 毎月のいじめ実態調査で「いじめ」の訴えがあった事案については、両児童の話を聞き、生徒指導協議会で対策を検討する。

【 いじめ防止対策における概略図 】 別 紙